

上中ひふみ会館管理・運営規定

平成 10 年 4 月

広島市安佐北区可部

上中ひふみ会館管理・運営規定

(名称)

第1条 この会館の名称は、上中ひふみ会館（以下、会館という。）という。

(事務所)

第2条 この会館の事務所は、広島市安佐北区可部五丁目に置く。

(目的)

第3条 この規定は、会館の適切な管理・運営を図り、もって上中1区町内会、上中2区町内会、及び上中3区町内会の文化活動、社会教育活動、娯楽等、各種コミュニティ活動を進め、地域社会の発展及び住民福祉の向上に資することを目的とする。

(管理・運営委員会)

第4条 会館の適正且つ、円滑な管理・運営に当たるため「会館管理・運営委員会」（以下、委員会という。）を設ける。

(役員)

第5条 委員会には、次の役員並びに委員を置く。

委員長 1名（代表町内会長）

副委員長 2名（残る町内会長）

※ 委員長は、輪番制とする。

常任委員 9名（各町内会の副会長、総務部長及び女性代表）

総務委員 1名

会計委員 1名

監査委員 3名（各町内会から1名）

相談役 若干名

2. 委員の任期は、2年とし、再選は妨げない。

3. 委員の任期中に欠員が生じた場合、当該町内会長は、ただちに後任の委員を選出する。後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 各担当委員の任務は、次の通りとする。

1) 委員長は、委員会を代表する。尚、総務・会計委員の不在時は、その職務を代行する。

2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に特殊事情ある時は、その職務を代行する。

- 3) 常任委員は、委員会の管理・運営を適正且つ、円滑に維持するための各種企画並びに決定事項等の委員会に参画する。
- 4) 総務委員は、会館の使用許可の権限を持ち、更に会館の管理・運営事務（利用の受付事務及び利用計画）を行う。
- 5) 会計委員は、会計事務を行う。
- 6) 監査委員は、委員会の会計及び業務を監査する。
- 7) 相談役は、委員会の業務の執行について助言し、各種会議に出席して、意見を述べることができる。

(会議)

第6条 会議は、監査委員を含む委員を以って構成する。会議は、すべて委員長が招集し、その議長となる。会議は、構成員の過半数の出席によって成立し、会議の議決は、出席の過半数の賛同により成立する。

2. 会議は、定例会と臨時会とし、定例会は原則として毎年3月末に開き、決算、管理・運営規定の改廃、その他管理・運営に関する重要事項を審議決定する。臨時会は、必要に応じて臨時に開き、緊急案件を審議決定する。
3. 固定資産の処分及び解散に関する事項については、各町内会の総会の特別決議により決定する。

(帳簿・書類の備付)

第7条 委員会は、次の帳簿、書類を備える。

- 1) 現金出納簿
- 2) 備品台帳（三町内会員共用の備品）
- 3) 関係諸規定類
- 4) 関係事務書類
- 5) 会館使用申込書
- 6) その他

(運営資金)

第8条 会館の管理・運営資金は、以下を以って充当する。

- 1) 会館の使用料金（会館使用規則にする）
- 2) 寄付金
- 3) その他（市及び各町内会からの助成金等）

(細則)

第9条 この規定の他に別に定めることが出来る。

(会計年度)

第10条委員会の会計年度は、3月1日から翌年2月末日までとする。

付則 この規定は、平成10年4月1日から施行する。

改訂 平成15年5月11日の定時会にて

* 1－ 会議 2項 毎年3月末 を 毎年5月中頃 に

* 2－ 会計年度 3月1日から翌年2月末日まで を 5月1日から翌年4月末日まで